

地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百十八号）第六十六条第一項の規定により、公立大学法人奈良県立大学の成立の時（平成二十七年四月一日予定）において、当該公立大学法人奈良県立大学が次の権利及び義務を承継しますので、異議のある債権者は、この公告の日の翌日から一箇月以内にその旨を申し出てください。

なお、公立大学法人奈良県立大学の成立の日現在における当該公立大学法人奈良県立大学の資産及び負債の見込みを明らかにする書類は、奈良県地域振興部教育振興課において債権者の閲覧に供します。

平成二十六年十二月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

一 承継する権利

- 1 奈良県立大学の業務に関し県が有する建物
- 2 奈良県立大学に関して締結している契約上の権利（引き続き公立大学法人奈良県立大学が契約する必要があるものに限る。）

二 承継する義務

平成二十七年三月三十一日現在の奈良県立大学に係る未払債務（平成二十六年度出納整理期間中に県が支払う債務を除く。）